

生活 パイロット

1回限りのお試し価格
と思って健康食品やダイ
エット食品、サプリメント
などを申し込んでみると、
実は定期的に購入する
契約をしていたという
相談が増加しています。

【事例】スマートフォン
を使用していると「今
だけ100円」「必ず瘦
せる」といった広告を見
掛けた。気になったので
広告内容を表示し、1セ
ット100円で購入でき
るならと思申し込ん
だ。しばらくすると商品

が届いたが、あまり効果
が感じられなかったので
再度購入するつもりはな
かった。しかし、1カ月
後にまとめて5セット届
いた上に5万円の請求書
が届いたため、驚いて業
者に連絡すると「6セッ
トのうち最初の1セット
のみが100円で、残り
は1セット1万円だ。6



定期購入契約の解約

業者に交渉申し出を

セットの購入契約となっ
ている」と言われた。注
文時の確認メールはもう
削除して覚えていな
い。支払わなくてはなら

ないか。
【アドバイス】自ら申
し込んだ通信販売の場
合、クーリング・オフは
適用されないため、業者

の規約に沿った対応が求
められます。購入契約を
するときは、必ず金額や
購入条件についてよく確
認するようにしましょ

う。購入条件が明示され
ていたなら、1セットだ
けだと思い込んで購入し
たことを理由に解約を求
めることは困難です。た
だし、購入条件が契約時
に明記されていなかった
り、分かりにくかった場
合、まずは業者に交渉を
申し出ることです。解約につ
ながることもあります。

何かあれば最寄りの市
町村、県の消費生活セン
ターの消費生活相談窓口
にお問い合わせください。
(県消費生活・男女
共同参画)ブラザリアイネ
ス相談専用 ☎097・5
34・0999 / 啓発講
座の依頼 ☎097・53
4・20388)